

○農林水産省告示第千百十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表二の付表第二十四の規定に基づき、
平成九年三月十日農林水産省告示第百五十三号
（ニュー・ジーランド産ガラ種、グラニースミス
種、ふじ種、ブレイバイン種、レッドデリシャス
種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る農
林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次
のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年四月二十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

五中「実施されたこと」を「実施されているこ
と」に改める。

六の(一)中「生果実」を「消毒された生果実」に
改め、同(二)中「こん包」を「(一)のこん包」に改め
る。

七中「こん包又は束ねたこん包に」を「各こん
包又は束ねたこん包には」に改める。